

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び所在地

指名停止措置業者名	所在地
①東武トップツアーズ（株）	東京都墨田区押上一丁目1番2号
②名鉄観光サービス（株）	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
③（株）JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号
④近畿日本ツーリスト（株）	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

2. 指名停止期間

- ①・④ 令和6年6月21日 ～ 令和6年7月20日（1か月）
 ②・③ 令和6年6月21日 ～ 令和6年8月20日（2か月）

3. 事実概要

公正取引委員会は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、東武トップツアーズ（株）外4社を違反事業者と認定し、4社に対して排除措置命令を行った。

4. 指名停止措置理由

本市の登録業者である東武トップツアーズ（株）外3社が公正取引委員会より独占禁止法違反事業者として認定され、近畿日本ツーリスト(株)を除く3社が排除措置命令を受けたことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第11号ロに該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 11 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 県内の他の公共機関の職員	2か月以上9か月以内
ロ 県外の他の公共機関の職員	1か月以上9か月以内